

倶楽部たより

2014.8

つるま法律倶楽部

暑中お見舞い 申し上げます



緊急学習会

閣議決定されてしまった「集団的自衛権の行使容認」

～その本当の中身を知り、私たちがなすべき事は何か～

集団的自衛権とは…

仲間の国（同盟国）が他の国から攻撃された時、自分の国が攻撃されたと同様に考え、仲間の国と共に戦う権利のこと

先月7月1日に憲法の解釈を変更し、日本が他国間の戦争に参加することを認めるという、とんでもないことが国民の同意もないまま閣議決定されてしまいました。

「集団的自衛権の行使容認」の本当の中身を知り、恒久平和を掲げる憲法9条を踏みにじる事態に私たちがなすべき事は何か。学習し共に考えてみませんか。

つるま法律倶楽部は昨年、連続憲法講座「ニュースがわかるやさしい憲法のはなし」を3回、今年1月には今回も講師を務めていただく水谷実弁護士による緊急学習会「成立してしまった秘密保護法 私たちに何ができるか」を実施しました。

うれしいことに、これらの企画を通し若い世代の方の参加も少しずつ増えています。

自分自身や大切な人の未来のため、後悔をしないため、一人でも多くの方の参加をお待ちしています。どなたでも参加いただけます。

日時：8月29日（金）午後7時～8時30分

場所：名古屋市高齢者就業支援センター4階 第1研修室
名古屋市昭和区御器所通3-12-1

御器所ステーションビル内

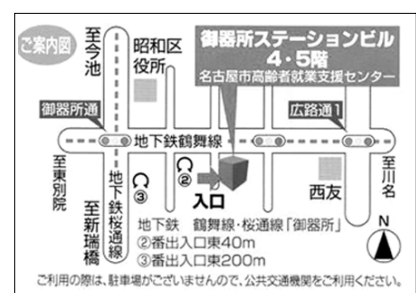
※地下鉄御器所駅（2番出口）右へ徒歩1分

講師：水谷 実 弁護士（名古屋第一法律事務所）

定員：40名（予約不要）

参加費：無料

【アクセス】



※ 集団的自衛権行使容認に反対する請願署名用紙を同封いたしました。

ぜひご署名のうえ、事務所へご返送ください

第4回?卓球大会のお知らせ

お待たせいたしました。前回好評だった（前回といいますが第3回は1998年ですが）卓球大会を下記のとおり開催いたします。自信のある方、初めての方、ちびっこ、職場の団体様、どなたでもお気軽にご参加下さい。高齢者の皆様も大歓迎です。

日 時 9月5日（金）午後7時～8時30分

*会場は午後6：00から練習可

場 所 昭和生涯学習センター 体育館

参加費 500円

*詳細は別紙案内チラシをご覧ください。



税金ミニ学習会と無料相談会

日 時 10月11日（土） 午後1時30分～（無料相談会は3時からの予定）

場 所 法律事務所奥会議室

（名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4階）

内 容 相続税・贈与税等について

講 師 伊藤 照治 税理士（税理士法人 オーティーエー）

倶楽部会員。事務所は昭和区北山町。学習会、倶楽部世話人会にもご参加
いただいています。

定 員 25名

参加費 300円（法律倶楽部会員無料）

*税金ミニ学習会終了後に無料相談会を企画しました。相談をご希望の方は事前に予約
が必要です。 法律事務所へ予約をして下さい。

第8回 昭和区平和のつどいのご案内

日 時 10月5日（日） 午後1時30分～4時30分

場 所 名古屋柳城短期大学体育館（名古屋市昭和区明月町2-54）

（地下鉄御器所4番出口、南へ250m交番角信号西（右）へ）

講 師 憲法学者 森 英樹（名古屋大学名誉教授）

仮 題 「憲法9条のゆくえ」

*詳細は後日ご案内させていただきます。

昭和区平和のつどい合唱団員募集中

上記平和のつどいでの発表に向けて合唱団員、演奏者を募集しています。年齢性別お住まい等
問いません。合唱が好きな方、初心者歓迎です。法律倶楽部会員さんも多数参加されています。
詳細は鶴舞総合法律事務所までお問い合わせ下さい。

2014.5.11

“満蒙開拓平和記念館と、はなももの里” バスツアーに参加して

つるま法律倶楽部会員

保育士 田中 直美

バスツアー当日はお天気に恵まれ、また新緑に夫婦共々心を洗われた1日でした。

中国東北地方にかつて存在した幻の国満州国については、山崎豊子さんの小説「大地の子」を読んで知った程度でしたので、平和記念館の語り部小木曾さん、会員の成田さんから満州で実際に体験されたお話を聞かせていただいて、考えさせられることが多かったです。

国策で開拓移民として特に長野県からたくさんの方が渡って行かれた事。1945年8月9日、突然のソ連の侵攻で開拓団の人たちが逃げまどい、終戦後も祖国に帰ることができず難民収容所で大勢の人が亡くなった事、また、開拓団の人が得た土地は中国の人達の土地を没収した土地だった事も当然日本人に対しての怒りが戦後避難する人達にぶつけられたのは想像がつかます。27万人の開拓移民中8万人（幼い子ども達もその中にたくさん含まれている）が亡くなっている事実にも心が痛みます。

ドイツではナチスの過去を歴史の授業で学ぶ機会を位置づけ、自分達の手でナチの追及を現在も続け被害者に対する補償も戦後から続けられていると聞きました。日本は中国や韓国にきちんと謝罪をしているのでしょうか？

二度と子どもや孫達を戦争に巻き込まないように、過去の事実をきちんと知り、子ども達に伝えて行きたい、夢や希望を持って生活できる平和な世の中にしていく責任が私たち大人に問われているように思います。今の政治に対してはきな臭い動きを感じます。アンテナを張りチェックしながら声を出していく事が大事かもしれません。(余談ですが、今また「大地の子」をゆっくり読み返しているところです。不思議です。場所、情景がより鮮明に感じられます。)



会員リンク

稲葉 和哉

「困ったことはありませんか？」をキャッチコピーに、細々と不動産屋をしております（たません不動産 <http://tamasen.com>）。

小島高志先生とは、30年程前に出会い、数年に1度の割合で困った事が起き、その都度、先生に助けて貰っています。

昨年から法律倶楽部有志で進めている「支え合い事業準備会」の会合に参加しています。経験だけは沢山積んでいるので、いつかは役に立てる日もあるのかな、と出番を待ちながら(?)皆さんの話を聞いて、今は勉強させてもらっています。

法律倶楽部世話人会にも参加しています。7月の世話人会では、「生活保護の実態」を実際に担当されている方から具体的な話を聞くことができ、大変勉強になりました。終了後の懇親会はいろんな職業の世話人さんと交流ができ、とても楽しいです。私の友達も当日、初めて参加し会員になりました。世話人会はどなたでも参加できます。皆様もぜひ一度参加してみてください。



つるま法律倶楽部世話人会は奇数月の第二火曜日午後6時30分から法律事務所会議室で行っています。タイムリーなミニ講座、各種行事企画等を話し合います。

組合の口封じ事件 名誉毀損とスラップ訴訟

弁護士 小島高志

事案と判決

大学追い出し部屋への配置転換を拒否して解雇された名女大教授事件の地裁判決は当通信本年4月で報告しました。高裁判決も教授の全面勝訴でした。本報告はその関連事件です。

学園は、教授を解雇した後、追い打ちをかけるように、平成23年9月、教授が委員長を務める大学教職員組合が配布したビラやネットへの投稿動画の内容が学園に対する名誉毀損に当たるとして、組合に対してではなく委員長個人に対して1060万円の損害賠償を請求する訴訟を提起しました。ビラ等に表明されていたのは、保健室の看護師不在状態の改善を求め、デリバティブ取引による含み損58億円報道の真否を問い、奨学金減額が時代に逆行した措置であるとし、短期雇用の多用等からベテラン職員不足が生じ教育環境悪化の懸念を指摘する等、教育・労働条件の維持向上を求める教職員組合の要求や意見でした。

名古屋地裁田邊浩典裁判官は、本年5月15日、組合のビラ等の表現は学園の社会的名誉を低下させるものではない、労働組合活動として許容される範囲であるとして、学園の主張を全て排斥し、教授の全面勝訴判決を下しました。

スラップ訴訟

権力、圧倒的経済力を持つ団体が、市民、団体等の反対勢力の表現活動を封じ込め、あるいは報復のために、市民らを被告として、民事訴訟を起こすことを、恫喝訴訟とか威圧訴訟といい、米国ではSLAPP (Strategic Lawsuit Against Public Participation = 対公共関係戦略的法務) といわれます。業務妨害行為の差し止め請求や高額な名誉毀損訴訟はスラップ訴訟の典型的なもので、基地等反対運動、マンション建設反対運動、各種批判報道等あらゆる反対勢力と運動を対象として提起され得ます。最近では野中郁江大学教授による某企業の経営分析が名誉毀損に当たるとして5500万円の損害賠償を求めた例があり、学問の自由への介入も見られます(結果は野中教授の全面勝訴)。

訴えられた側は応訴を余儀なくされます。その不安や負担は個人や小さな団体にはしばしば過重なものです。たとえば名誉毀損訴訟の被告とされると、自己の表現行為で摘示した事実が真実であること、公共の利害に関する表現で、公共の利益を図る目的があったこと、行き過ぎた表現でないこと等を証明する必要が生じます。裁判を恐れるあまり正当な運動や真実の表現を抑制することもあるでしょう。権力側は、提訴によって市民側に負担を与え、萎縮を生じさせれば、仮に敗訴しても、一定の目的を達することになります。

憲法21条1項で保障された表現の自由は民主主義の基礎をなします。しかしわが国の厳格な名誉毀損法理やスラップ訴訟の頻発は国民の根幹的自由を危機に陥れるおそれがあります。この種の訴訟に屈してはならず、言いがかりに反撃し、勝ち切ることが重要です。

勝訴の評価

本件が組合活動の封じ込めを目的とするスラップ訴訟であることは明らかです。

労働組合活動権は憲法28条で保障された基本的人権であり、組合は使用者と対抗して働く者の権利擁護と労働条件の向上を図る役割を担う重要な存在ですから、使用者への批判や告発、組合の要求や見解を表明することは必然的行為です。これを広く社会に訴えて支持を得ることも正当な行為です。

そういう意味で名古屋地裁は適切な判断を示したともいえます。

勝訴判決に行き着くまでの道のりは簡単ではありませんでしたが、不当な提訴を跳ね返したことは、今後の組合活動への力強い後押しになるはずです。

先にご案内した「地域自立エネルギーサイクル研究会」が発足しました。「オーストリア・自然エネルギーとの賢い付き合い方をそのライフスタイルに学ぶ旅」企画の案内を同封いたします。

任意後見と遺言書作成に見る人間像

～最後までを自分で仕切る

弁護士 小野 万里子

◇当事務所で右肩上がりで増えている案件が任意後見です。

任意後見は、認知症などによって判断能力が衰え財産管理等が十分できなくなった場合にそなえて、今のうちに信頼できる人に管理事務を委託しておく制度です。人間誰しも判断力明晰なまま一生を終えたいものですが、そうはいかない場合が多いのも事実で、「任意後見は、『老い支度』』と言われるゆえんです。

任意後見制度の手続きは、①任意後見契約公正証書を作成し、信頼できる人(たとえばAさん)に判断力低下後の事務を委託しておく、②判断力が低下したら家庭裁判所に任意後見監督人を選んでもらう、の2段階からなります。①の時点ではまだ自分で財産管理等を行い、②の時点で初めて任意後見がスタートします。法定後見だと、誰が後見人になるかで争いが生ずることがありますが、任意後見ではその心配がありません。自分で信頼できるAさんをあらかじめ指定して、かつ了解を得ておけることが魅力です。

◇財産管理契約

任意後見はあくまで「判断力が低下した」②の時点がスタート点です。

しかし、中には、判断力はあるが身体がままならないので、今の時点からAさんに財産管理の一部ないし全部を手伝ってもらいたいという場合もあります。そのような場合は、現時点からの財産管理契約を結ぶことが必要で、多くの場合、任意後見契約公正証書の作成時に一緒になされます。

◇遺言書の作成

死亡時に残った財産(遺産)を誰にどのように遺すかをあらかじめ指定するのが遺言です。法定相続では相続人や相続分が形式的に決められており、それが自分には十分でないと感じられることも多いものです。相続人でない人に財産を残したい(たとえば同居の嫁や孫など)、相続の仕方を具体的に決めて相続人間の争いを未然に防ぎたいなどの場合は、どうしても遺言が必要です。

◇結論

- | | |
|--------------------|-------------------|
| i) 現在から～判断力低下時点まで | 財産管理契約でAさんに依頼 |
| ii) 判断力低下時から～死亡日まで | 任意後見契約によりAさんが後見人に |
| iii) 死亡日以降 | 遺言書でAさんを遺言執行者に |

このように「人生の最後まで自分自身で仕切っていく、周りには迷惑をかけないし混乱もさせない」という自律的な姿勢の方が増えてきています。おそらくこの傾向が変わることはないでしょう。時代の流れを感じます。

つるま法律倶楽部会員のみなさんへ
～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

暮らしの中での困り事はありませんか？

- ・こういうことをどこに相談したらいいの？
- ・こんなことをわざわざ弁護士さんに聞いていいの？
お一人で悩んでいませんか。

まずは、気軽に法律事務所へ電話でお尋ねください。

- ◎相談受付 平日午前10時～午後5時
事前に必ず電話予約をお願いします。
上記時間外の相談についても対応させていただきます。
電話予約の際にお尋ね下さい。

- ◎電話相談 簡単に短時間の相談は電話でもお受けできます。



低山歩こう会

10月26日(日) 西方ヶ岳(福井県敦賀半島・標高764m)
どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡下さい。詳しい案内をお送りします。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

つるま法律倶楽部は、6月から新年度になりました。

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきますので年会費3000円の納入をよろしくお願い致します。

尚、住所変更、退会等は連絡をお願いいたします。

『セイブ・イラクチルドレン・名古屋』よりお礼とご報告

代表 小野万里子

私どもはイラク人医師の日本での医療研修をサポートしており、本年5月末にもモスルからの医師2名を受け入れました。来日直後にモスルが過激派『イスラム国』に制圧され、家族らがイラク国内外を逃げまどう事態になりましたが、「使命を果たします。」と7月末までの医療研修をまっとうし帰国しました。

新聞やNHKなどに取り上げられたほか、つるま法律倶楽部の皆様からもあたたかい激励・カンパなどをいただきました。カンパで小児骨折用埋め込みネジを購入し、医師らがイラクに持ち帰りました。まことにありがとうございました。

なお、私は、9月20日にDAYS JAPAN写真展2014の対談「イラク戦争と日本人」にも出演します。集団的自衛権の名の下、自衛隊がイラク市民に銃口を向ける可能性も否定できなくなった今、ぜひ皆様と一緒にこの問題を考えて行きたいと思います。(詳細は同封チラシ参照)

夏季休暇のお知らせ

鶴舞総合法律事務所 8月13日(水)～17日(日)
小野万里子法律事務所 8月13日(水)～17日(日)

※法律相談の予約は、お早めをお願いします。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エステイプラザ御器所4F
地下鉄御器所2番出口右へ徒歩2分

鶴舞総合法律事務所
TEL (052) 852-1220
FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所
TEL (052) 852-1336
FAX (052) 858-3851